アドバイス・レポート

平成22年5月24日

平成22年2月20日付けで第三者評価の実施をお申込みいただいた(城陽市立東部デイサービスセンター)につきましては、第三者評価結果に基づき、下記のとおりアドバイスをいたしますので、今後の事業所の運営及びサービスの提供に役立ててください。

記

【通番9】継続的な研修・OJTの実施

法人で行われる研修と事業所独自で行われる研修が計画的に行われています。新人と中堅職員とにわけ教育訓練計画を立てられ、段階に合わせた職員の育成に取り組んでいます。特に新入職員には3ヶ月間は指導担当者を決め、その上にスーパーバイザーを設置し1カ月ごとに目標を立てて、実施と評価を繰り返しながら丁寧な指導を行っています。

特に良かった点とその理由(※)

【通番24】職員間の情報共有

毎日複数の職員で話し合いながら記録を行い、同時に 申し送り日誌を記録し、その日に出勤していない職員 にも伝わるように工夫することで情報の共有が図られ ています。モニタリングや月々の利用状況報告の記載 のためのカンファレンスにおいても多職種で話し合わ れるため、情報を共有する有意義な場となっています。

【通番36、37】利用者満足度の向上の取組み、質の向上に対する検討体制

年に1度の利用者満足度アンケート結果は集計し、その内容を会議で検討し必要に応じて対応策を立てています。アンケート結果や対策について利用者家族に配布するだけではなく、事業所内に掲示し公開されています。また、ISO9001を取得し、品質マネジメントシステム委員会を立ち上げ、定期的に質の向上を図るための検討を行っています。更に年に2回内部監査を実施し、サービスの評価を行い質の向上のために取り組んでいます。

【通番3】事業計画等の策定

前年度の事業計画を振り返ったうえで、毎年度の事業 計画を策定しています。単年度では達成できない目標 については、ビジョンを持ち複数年かけて達成してい るものもありますが、明文化された中・長期計画は立 てられていません。

特に改善が 望まれる点と その理由(※)

【通番10】実習生の受け入れ

介護職のための実習の受け入れはありませんが、教員 免許取得等のための介護体験や福祉体験を受け入れて います。体験の受け入れのマニュアルはありますが指 導者に対する研修は行えていません。

【通番23】サービス提供に係る記録と情報の保護 時間を追って提供されたサービスにチェックを入れ、 介護計画の実施についてもわかるように記録されてい ますが、日々の楽しまれている様子についての記録は やや少ない状況です。

【通番3】事業計画等の策定

中・長期に向けてのビジョンを持たれているので、達成時期を定め明文化されてはいかがでしょうか。職員 一人ひとりの意識付けや達成感にもつながるのではないでしょうか。

【通番10】実習生の受け入れ

具体的なアドバイス

法人が大きく多様に渡るサービスを提供されていることもあり、実習担当者研修を受けられた他施設の職員による勉強会やその職員からの情報をもとに事業所の担当者のための勉強会を開催されてはいかがでしょうか。

【通番23】サービス提供に係る記録と情報の保護

サービス提供内容と共にその時の利用者の喜ばれたり 楽しまれたりした様子を記録に残されることで、サー ビスの評価時の振り返りや今後のサービス提供に活か されることもできるのではないでしょうか。

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントを「評価結果 対比シート」に記載しています。

(様式6) **評価結果対比シート**

事業所番号	2672800162
事業所名	城陽市立東部デイサービスセンター
受診メインサービス (1種類のみ)	通所介護
併せて評価を受けた サービス(複数記入可)	介護予防通所介護·認知症対応型通所介護·介護予防 認知症対応型通所介護·居宅介護支援事業所
訪問調査実施日	平成22年3月31日
評価機関名	特定非営利活動法人市民生活総合サポートセンター

十 百日	中項目	小項目	通	亚	評估	西結果
人垻日	甲坦日	小垻日	番	評価項目 	自己評価	第三者評価
I 介	護サー	ビスの基本方	計と	組織		
	(1)組織	の理念・運営方	針			_
		理念の周知と実践	1	組織の理念及び運営方針を明確化・周知している。また、法人の 経営責任者(運営管理者含む)及び事業所のスタッフ全員が、理 念及び運営方針に沿ったサービスの提供を実践している。		А
		組織体制	2	経営責任者(運営管理者含む)は、公正・適切なプロセスで意志 決定を行い、組織としての透明性の確保を図っている。	Α	А
		(評価機関コメント)	1	法人の理念である「おもいやりの心」の基経営理念、基本方針が明確に入職時の研修でその内容について周知している。また、事業所の入りに法人の機関紙に載せたり、職員の名札の裏に入れて携帯し常に意識しるように取り組んでいる。月々に行われる運営会議、全体会議、フロア・見が反映できるような仕組みがあり、重要な案件については年に2回開り決定されている。	コに掲示す サービス? 会議でそれ	うるとともに を提供でき れぞれの意
	(2)計画	Īの策定				
		事業計画等の策 定	3	組織として介護サービスの向上に向けた計画を策定するとともに 着実に実行している。また計画策定には多角的な視点から課題を 把握している。		В
		業務レベルにおけ る課題の設定	4	各業務レベルにおいて課題が設定され、各部門全体が課題の達成 に取り組んでいる。	Α	Α
		(評価機関コメント)		前年度の事業計画を振り返ったうえで、フロア会議や全体会議で職員の業計画を策定している。単年度では達成できない目標については、ビジけて達成しているものもあるが、明文化された中・長期計画は立てられ事業計画に基づき目標に向けて毎月どのような経過であるかをチェックを行っている。また、評価の結果見直しを行っている。	ョンを持ち ていない。	を複数年か 毎年度の
	(3)管理	者等の責任とり		ブーシップ		
		法令遵守の取り組 み	5	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組みを行っている。	Α	А
		管理者等による リーダーシップの 発揮	6	経営責任者又は運営管理者は、自らの役割と責任を職員に対して 表明し、事業運営をリードしている。	Α	А
		管理者等による状 況把握	7	経営責任者又は運営管理者は、事業の実施状況等を把握し、いつでもスタッフに対して具体的な指示を行うことができる。	Α	А
		(評価機関コメント)		法人や事業所の研修計画が立てられており、毎年法令遵守についての 組織職務分掌権限規定により経営者から副主任までの役割と権限を プが発揮されている。全職員が6か月に1回力量評価を行い、管理者も 部監査を行いリーダーシップが発揮されているか振り返る機会を作って との壁がなく、事務所からフロアが見渡せるオープンな造りとなっている 報告しやすく常に現場を把握しやすい環境である。報告書や業務報告 告がなされるような仕組みもあり、緊急時にはスムーズに連絡・報告で を作り事務所に置かれている。	文化し、! 同様に自 いる。フロ こともあり 書を整備し	J―ダーシュ 己評価や「アと事務り 、速やかに 、適切な報

1	表 D							
大項目	中項目	小項目	通番	評価項目		助結果 第三者評価		
Ⅱ組織	数の運営	 営管理	ш			77—13 III		
	(1)人材の確保・育成							
		質の高い人材の 確保	8	質の高い介護サービスを提供できる人材の確保のために、必要な 人材や人員体制についての管理・整備を行っている。	Α	Α		
		継続的な研修・O JTの実施	9	採用時研修・フォローアップ研修等を実施し、段階的に必要な知 識や技能を身につけることができる。また業務を通じて日常的に 学ぶことを推進しており、スーパービジョンを行う体制がある。	Α	Α		
		実習生の受け入 れ	10	実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし、体制を整備 している。	В	В		
		(評価機関コメント)	ı	採用時には介護福祉士などの有資格者を優先しているが、ヘルパー2:後資格取得のための勉強会の開催や研修に行けるように配慮しているチェックし時間外勤務についても把握している。新人と中堅職員とにわけて、それに沿った研修を行っている。新入職員には3ヶ月間は指導担当スーパーバイザーを設置し、1カ月ごとに目標を持って職員の育成に取のための実習の受け入れはないが、教員免許取得等のための介護体は入れている。体験の受け入れのマニュアルはあるが指導者に対する研	。毎月人員 け教育訓練 者を決め、 り組んでい 験や福祉の	員の配置を 東計画を立 、その上に いる。介護職 本験を受け		
	(2)労働	環境の整備						
		労働環境への配 慮	11	質の高い介護サービスを提供することができるよう、スタッフの 労働環境に配慮している。	Α	Α		
		ストレス管理	12	スタッフの業務上の悩みやストレスを解消するために、具体的な取組みを行い業務の効率を高めている。また、スタッフが充分にくつろげ、心身を休めることができる休憩場所を確保し必要な環境を整備している。	Α	Α		
		(評価機関コメント)	ı	人員の適切な配置を行い、職員が偏ることなく有給休暇を取れるよう配 勤務の状況を把握したり育児休暇等は適切に取得できるような仕組み 人は共済会に加入し福利厚生制度を整備している。法人が医療法人で ポートがあり心療内科の受診が可能である。日頃より会議の場で職員 管理者は年に1回個人面談を行い個々の思いや意見を聞く機会がある	が確立され もあり、メン ま意見が言	ιている。法 ンタルサ		
	(3)地域	との交流						
		地域への情報公 開	13	事業所の運営理念を地域に対して開示し、広報するとともに、利 用者と地域との関わりを大切にしている。	В	А		
		地域への貢献	14	事業所が有する機能を地域に還元している。	С	Α		
		(評価機関コメント)		法人の見やすいホームページがあり、機関紙やパンフレットにも事業所掲載している。地域のコミュニティセンターの広報誌などを事業所に置き見たり持ち帰れるようにし地域の情報を利用者に提供している。事業所日7時30分から19時までのサービスや認知症対応型デイサービスはは域のニーズに応えることができるよう徐々に定員を増やすことなどに取域の自治会の依頼で認知症対応型デイサービスについて話をする機会や認知症についての理解を深めるための取り組みとなった。今後、ボラ室を地域の方々にも開放していきたいと考えている。	、利用者だの休日は の休日は 地域にはな り組んでき が設けら	がいつでも なく、365 いため、地 ている。地 れ、事業所		
大項日	中項目	小項目	通	評価項目		話果		
			番		自己評価	第三者評価		
		護サービスの3	美施					
	(1)情報提供							

			I							
適	適切な介護サービスの実施									
	(1)情報提供									
	事業所情報等の 提供			利用者(希望者含む)に対してサービス選択に必要な情報を提供 している。	А	Α				
		(評価機関コメント)		ホームページやパンフレットは文字が大きく写真も載せ、事業所の様子 すいものとなっている。随時問い合わせや見学を受け入れ月に1~2件	等の情報が 程の見学:	がわかりや がある。				
	(2)利用契約									
		内容・料金の明示 と説明	16	介護サービスの利用に際して必要となる内容や料金について、利 用者に分かりやすく説明し同意を得ている。	А	Α				
		(評価機関コメント)	ı	重要事項説明書及び別紙を作成し料金やその計算の方法についてわれる。また、介護度が変わったり料金の変更がみられる際には、その都度						

(3)個別	川状況に応じた計	一画领	策定		
	アセスメントの実 施	17	利用者一人ひとりの心身の状況や生活状況を踏まえたうえでアセ スメントを行っている。	Α	Α
	利用者・家族の希 望尊重	18	個別援助計画等の策定及びサービスの提供内容の決定に際して、 利用者及びその家族の希望を尊重している。	Α	Α
	専門家等に対する 意見照会	19	個別援助計画等の策定に当たり、必要に応じて利用者の主治医・OT/PT・介護支援専門員・他のサービス事業所等に意見を照会している。	Α	Α
	個別援助計画等 の見直し	20	定期的又は必要に応じて、個別援助計画等の見直しを行ってい る。	А	Α
	(評価機関コメント)		法人の通所介護の部会でアセスメントから介護計画、モニタリングのたが決められている。サービス担当者会議に出席し、それぞれの職種やき、居宅介護計画書に基きアセスメントを行い通所介護計画が立案されモニタリングのための会議を開き、生活相談員や看護師、介護職等が比ゴー検証シートに沿って課題ごとに見直しを行っている。通所介護計場合は1年ごとの更新を行い、介護度の区分が変わったり状況の変化直しも行っている。	担当者から している。6 出席し計画 画の変更か	意見を聞か月に1度 評価レ が必要ない
(4)関係	系者との連携				
	多職種協働	21	利用者の主治医をはじめ、関係機関との間で、連携体制又は支援 体制が確保されている。	В	Α
	(評価機関コメント)		入院時及び退院時など介護支援専門員と連携を図り担当者会議に出席 祉課と密に連絡を取り合うなど連携体制が確立されている。	常したり、†	の高齢福
(5)サー	-ビスの提供				
	業務マニュアルの 作成	22	事業所業務について、標準的な実施方法(業務マニュアル・手順等)が整備され、スタッフに活用されている。標準的な実施方法は自立支援につながり、事故防止や安全確保を踏まえたものになっている。		A
	サービス提供に係る記録と情報の保護	23	利用者の状況及びサービスの提供状況等が適切に記録されており、管理体制が確立している。	Α	А
	職員間の情報共 有	24	利用者の状況等に関する情報をスタッフ間で共有化している。	Α	Α
	利用者の家族等と の情報交換	25	事業者はサービスの提供にあたって、利用者の家族との情報交換 を行っている。	В	Α
	(評価機関コメント)		法人で統一して作られた通所介護の介護業務手順書が整備されており 務終了までの業務に合わせて細かな具体的な手順書が作成され、年度 行っている。職員の入職時にはそれに沿って指導を行い、いつでも確認 のキャビネットに置かれている。時間を追って提供されたサービスにチョ 画の実施についてもわかるように記録されている。状態の変化や特記 は詳細に書かれているが、日々の楽しまれている様子についての記録 ん。また、毎日複数の職員で話し合いながら記録を行い、同時に申し送 日に出勤していない職員にも伝わるように工夫することで情報の共有が リングや月々の利用状況報告の記載のためのカンファレンスにおいても るため、情報を共有する場となっている。利用時の連絡帳や送迎時に正 時の状況を伝え、毎月写真入りの便りを作成し様々な連絡事項の情報	を表には必られています。 まできるようれいでは、 は十分では は十分では はり日誌れ種で は もの を を を を を を と で き で き で き で り で り に つ で り に り で り に り で り に り で り で り に り で り に り に	ず見事がいます。では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
(6)衛生	管理				
	感染症の対策及 び予防	26	感染症の対策及び予防に関するマニュアルの作成等により、ス タッフ全員が感染症に関する知識をもってサービスの提供を行っ ている。	Α	А
	事業所内の衛生 管理等	27	施設 (事業所) 内における物品等の整理・整頓及び衛生管理を行い、効率的かつ安全なサービスの提供を行っている。	Α	А
	(評価機関コメント)		感染症マニュアルを整備し、毎年度の研修計画の中にも組み込まれ職型インフルエンザや流行りの感染症にも速やかに情報を収集し適切に、ターに到着時には手指消毒と、うがいの励行を徹底している。一部業務日の清掃はチェック表を用いて行っている。	対応されて	いる。セン

	(7)危機管理								
		事故・緊急時等の 対応	28	事故や緊急時、災害発生時等における対応等を定めたマニュアル があり、年に1回以上、必要な研修又は訓練が行われている。	Α	Α			
		事故の再発防止 等	29	発生した事故等に係る報告書や記録を作成し、事故の再発の防止 のために活用している。	Α	Α			
		(評価機関コメント)		緊急時や災害時のマニュアルが整備されており、毎年の研修や年に2[している。利用者の疾患に合わせた急変を想定した研修を行ったり、地らい連携体制も整え具体的な対応が考えられている。また、事故やヒヤはコールバック報告書として、その経過や対応、原因分析、再発防止に族への報告が記録されている。更に対応策について3か月後に検証する。毎月の会議で原因分析したり対応策、検証など職員で話し合い情報新等の重大な事故の場合は速やかに保険者に報告している。	域の消防[リハット事 いたるまで る仕組みも 最共有され	団に来ても 例について 「検討し、家 「整ってい ている。骨			
大項目	中項目	小項目	通番	評価項目		5結果 第三者評価			
Ⅳ利月	月 者保	護の観点				- H H I I			
	(1)利用	者保護							
		人権等の尊重	30	利用者本位のサービス提供及び高齢者の尊厳の保持に配慮したサービス提供を行っている。	Α	Α			
		プライバシー等の 保護	31	利用者のプライバシーや羞恥心について、常に問題意識をもって サービスの提供を行っている。	Α	Α			
		利用者の決定方 法	32	サービス利用者等の決定を公平・公正に行っている。	Α	Α			
		(評価機関コメント)		事業所の品質方針にて利用者の尊厳を保持することが謳われ、接遇や身体拘束の禁止、権利擁護、虐待についての研修の中で職員に周知したり職員間で話し合う機会を設けている。プライバシーについてもマニュアルに記入されており、排泄の誘導時には大きな声ではなく、直接的な言葉を避けるよう配慮している。さりげない見守りや入浴時の同性介助にも気を配っている。サービス利用の申し込みに関しては遠方であること以外では断ることなく、受け付けている。定員等によりすぐにサービスが受けられない時などは介護支援専門員と連携を図り適切に支援している。					
	(2)意見	・要望・苦情への	の対	応					
		意見・要望・苦情 の受付	33	利用者の意向(意見・要望・苦情)を広く拾い上げ、収集する仕 組みが整備されている。	Α	Α			
		意見・要望・苦情 等への対応とサー ビスの改善	34	利用者の意向(意見・要望・苦情)に迅速に対応するとともに、 サービスの向上に役立てている。	В	Α			
		第三者への相談 機会の確保	35	公的機関等の窓口に相談や苦情を訴えるための方法を、利用者及 びその家族に周知している。	Α	Α			
		(評価機関コメント)		日々の連絡帳や送迎時のコミュニケーションに加え、年に1度の家族会度アンケートを行っている。アンケートの結果トイレの一部をウォシュレッいての意見を給食会議で検討し徐々に改善できるように取り組んでいるついては、重要事項説明書に載せ利用契約時に説明していると共に事る。また、介護相談員の受け入れを行い毎月利用者の声を聞いてもらった。	小にしたり る。相談やき 業所内に持	、食事につ 苦情窓口に			
	(3)質の	向上に係る取約	<u>A</u>						
		利用者満足度の 向上の取組み	36	利用者の満足度を把握し、サービスの質の向上に役立てている。	Α	Α			
		質の向上に対する 検討体制		サービスの質の向上に係る検討体制を整備し、運営管理者を含む各部門の全職種のスタッフが積極的に参加している。	Α	Α			
		評価の実施と課題 の明確化	38	サービス提供状況の質の向上のため、定期的に評価を実施すると ともに、評価結果に基づいて課題の明確化を図っている。	В	Α			
	(評価機関コメント)			年に1度の利用者満足度アンケート結果は集計し、その内容を会議で検討を行い必要に応じて対応策を立てている。アンケート結果や対策について利用者家族に配布するだけではなく、事業所内に掲示し公開されている。ISO9001を取得し、品質マネジメントシステム委員会を立ち上げ、定期的に質の向上のための検討を行っている。また年に2回内部監査を実施し、サービスの評価を行い質の向上のために取り組んでいる。					